

令和4年度
福岡県障がい福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金については、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）（令和3年12月22日付障発1222第2号。以下「実施要綱」という。）に定める障がい福祉サービス等事業所に対し、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）及び地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（平成21年8月25日付障発0825第1号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている障がい福祉サービス等事業所がサービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費の一部を補助することにより、障がい福祉サービス等の円滑な運営に資することを目的とする。

(補助対象、補助額及び対象経費等)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、令和3年4月1日以降に発生した、実施要綱に定める障がい福祉サービス等事業所が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

なお、この要綱第7条の規定による補助金の交付決定の前に行った補助事業に対する経費についても、補助の対象とすることができる。

- (1) 実施要綱第3(1)に定める障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
 - (2) 実施要綱第3(2)に定める障がい福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
- 2 補助対象経費の範囲及び補助額は別表のとおりとする。なお、別表に定める補助額は年度単位で適用する。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の補助対象事業者は、政令市及び中核市を除く、福岡県内の障がい福祉サービス等を行う事業者（以下「事業者」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合
 - イ 暴力団員が実質的に運営している場合
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、その証拠書類を補助金の交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づき県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第6条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号により知事に申請しなければならない。

- 2 福岡県補助金等交付規則第13条に規定する実績報告は交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(交付決定等)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定の上その額を確定し、交付決定（補助金確定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 知事は、申請の内容がこの要綱に定める要件を満たさないと判断したとき又は予算の上限に達したときは、不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の取消及び補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命ずることができる。

この場合において、取り消しにより申請者に損害があっても、知事はその損害の

責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

(補則)

第9条 この交付要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。